

令和元年度
(平成31年度)

登録事業 A
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和元年度（平成 31 年度）登録事業 A 事業計画

概 要

所得環境が改善され個人消費は回復基調とされながらも、タクシー需要への反映は感じることができず、タクシー業界が厳しい状況におかれていることに変わりはありません。

昨今、雇用の増大に伴い多くの業種で人手不足の状態となっておりますが、タクシー業界においても労働環境の改善が進まないことなどにより、運転者不足が続いている状況は深刻です。また若年層だけでなく中高年層の流入も減少傾向にあることに加え、タクシー運転者の高齢化が進んでいることも心配です。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、手続き等については適切に対応し、申請及び受講が円滑に進められるよう努めます。

平成 31 年 2 月 28 日現在の運転者証交付数は 12,447 件となっており、平成 30 年 3 月 31 日からの交付数は 574 件の減となっています。

タクシー業界への労働者の流入においては減少傾向が続いており、平成 30 年度も平成 29 年度に比べて減少している状況ですが、令和元年度（平成 31 年度）の新規講習の受講者数については平成 30 年度とほぼ同等になると考えます。

新規運転者の登録数は、タクシー運転者となるために新規講習の修了に加えて試験への合格も必要となることから、新規講習受講者数より多少減少するものと考えます。

これらをふまえ、登録申請者数及び新規講習受講者数は平成 30 年度並みであると見込んで令和元年度（平成 31 年度）の事業計画を策定しました。

1. 運転者登録事務

運転者登録事務のうち、運転者証訂正件数は運転者登録原簿における運転免許証有効期限年月より推定し算出し、事業者乗務証訂正件数は個人タクシー帳簿より推定し算出したが、その他の件数については平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績予測に加え、認定講習及び試験の実施を含めて他の要因も考慮して算出し、令和元年度（平成 31 年度）の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便に努め申請者への対応およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、タクシー事業者への周知に努めることとする。

(1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

① 登録申請

登録申請件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定して新規登録を 580 件、再登録を 40 件と見込んで、計 620 件とした。

② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定した会社間移動件数 600 件に ① の登録件数 620 件を加えて、計 1,220 件とした。

③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、平成 31 年度の運転免許証の更新予定者を、運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出して 3,320 件とした。

④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定して 30 件とした。

⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定して 90 件とした。

⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定して 10 件とした。

⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の平成 29 年度の実績及び平成 30 年の実績見込件数より推定して 70 件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

事業者乗務証訂正件数は、平成 31 年度の運転免許証の更新予定者を、個人タクシー帳簿の運転免許証有効期限年月から算出して 510 件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の実績見込件数より推定して 2 件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

令和元年度（平成 31 年度）の主要項目以外の計画件数については、平成 30 年度の取扱い実績見込件数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

項 目	件 数
登 録 申 請	620
運転者証交付	1,220
運転者証訂正	3,320
運転者証再交付	30
原簿の謄本交付及び閲覧	90
業務経歴証明書交付	10
事業者乗務証交付	70
事業者乗務証訂正	510
事業者乗務証再交付	2
合 計	5,872

2. その他の取扱件数

項 目	件 数
登 録 消 除	1,150
登 録 取 消	5
【登録事項の変更】	
運転免許証の有効期限	3,320
氏名・住所・免許証番号	430
運転者の移動	600
事業者の名称・住所	70
運転者証の返納	1,750
その他	5
合 計	7,330

2. 講習業務

新規講習受講者数は平成30年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む625名を見込んで事業計画を策定した。

新規講習は、「法令」「安全」「接遇」「地理」について3日間（21時間）のカリキュラムを組み、1週間に1回行い、タクシー運転者としての意識を向上させ資質を高めることに主眼を置き、プロジェクター等を使用することにより、さらに内容を充実させる。

また、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けることができるよう協力する。

(1) 新規講習実施計画数

・講習実施予定回数		50回
・講習受講予定者数	全科目	610名
	地理のみ	15名

(2) 新規講習の内容

① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令について、的確な講義を行い、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実に行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、運転者が自らの意識を改善することにより、良いサービスの提供を行うことができるよう、講習を実施する。

高齢者や障害者の方への接し方についても、相手の気持ちになって考えて対応ができるよう、バリアフリーに関する教育を引き続き行う。

④ 地理

基本的な地理を把握させ、地図の利用による経路の選択など、運転者の知識をさらに向上させることができるよう講習を実施する。

(3) 新規講習時間表

時間	1日目	2日目	3日目
1 時間目 9:00～10:00	法令 ①	接 遇 ③	接 遇 ⑥
2 時間目 10:00～11:00	法令 ②	接 遇 ④	安 全 ⑥
3 時間目 11:00～12:00	法令 ③	接 遇 ⑤	接 遇 ⑦
昼食、休憩 12:00～13:00	昼食、休憩	昼食、休憩	昼食、休憩
4 時間目 13:00～14:00	法令 ④	安 全 ②	地 理 ①
5 時間目 14:00～15:00	安 全 ①	安 全 ③	地 理 ②
6 時間目 15:00～16:00	接 遇 ①	安 全 ④	地 理 ③
7 時間目 16:00～17:00	接 遇 ②	安 全 ⑤	意見交換等 講習修了証 交付

※ 1 時間に 10 分間の休憩を含む。

3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会 2回